

座間市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定に基づき、小田急相模原駅前西地区市街地再開発組合の設立認可を申請しようとする者から市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により、次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有するものは、同法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定に基づき、この公告の日から起算して30日以内に座間市長に対し、その借地の所有者（借地権を有するものから更に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

平成26年7月15日

座間市長 遠藤 三紀夫

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

座間市相模が丘一丁目149番1から3まで、150番1、151番1、154番1から4まで、162番1の一部、163番1、164番1から7まで、165番、166番1、167番1、167番3、168番1から3まで、168番8、168番11、169番1から4まで及び公有地の一部

2 図面の縦覧場所及び縦覧期間

座間市都市部都市計画課

平成26年7月15日から同月29日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。